

＜宿泊約款＞

第1条（適用範囲）

当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申込み）

当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
- (4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までに支払いただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条(申込金の支払いを要しないこととする特約)

前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条(宿泊契約締結の拒否)

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことが

あります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

(7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(8) 天災、施設の故障、その他止むを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(9) 静岡県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。

第6条（宿泊客の契約解除権）

宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)(は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

< 宿泊約款 >

4 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊客が、その連絡を市内で到着したことが列車、航空機等の運輸機関の不着または遅延その他宿泊客の責に帰さないものであることを証明したときは、第 1 項の違約金はいただきません。

第 7 条(当館の契約解除権)

当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(7) 静岡県旅館業法施行条例第 5 条の規定する場合に該当するとき。

(8) 寝室での寝たばこ、消防用設備に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。

2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第 8 条 (宿泊の登録)

宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントまたは客室において、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業

(2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日(旅券の写しを保管)

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレ

ジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第 9 条 (客室の使用時間)

宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後 2 時から翌朝 11 時迄とします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 午後 2 時まで 別途規定料金

(2) 午後 2 時すぎ 室料相当額

3 前項の室料相当額は、基本宿泊料の 70%とします

第 10 条(例用規則の遵守)

宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 11 条(営業時間)

当館の主な施設等の営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

2 前項の時間は、必要やむをえない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。第 12 条(料金の支払い)

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わりうる方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

第 13 条(当館の責任)

当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 14 条(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するもの

< 宿泊約款 >

とします。

2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条(寄託物等の取扱い)

宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は、15 万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当館はその損害を賠償します。

第 16 条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた接合においてその所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 17 条(駐車場の責任)

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車輛のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車輛の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当り、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 18 条(宿泊客の責任)

宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1 宿泊料金の算定方法(第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係)

宿泊料金	①基本宿泊料(室料+夕・朝食料金)、サービス料
追加料金	②追加飲食、サービス料
税金	消費税、入湯税、宿泊税

<備考>

子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具を提供したときは大人料金の 70%、子供用食事と寝具を提供した時は 11,000 円、寝具のみを提供したときは 3,300 円をいただきます。寝具及び食事を提供しない幼児については料金をいただきません。

別表第 2 違約金(第 6 条第 2 項関係)

(1)一般客

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	2 日前
違約金：基本料金に対する比率	100%	100%	20%	10%

※契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく、1 日分(初日)の違約金を収受します。

(2)団体客

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	2 ~ 9 日前
違約金：基本料金に対する比率(1 人につき)	100%	100%	20%	10%

※ただし、団体客の一部について宿泊予約の解除があつた場合には、宿泊日の 10 日前の日(その日より後に当館が宿泊予約の申込みをお受けした場合には、そのお受けした日)における宿泊予約人数の 10%にあたる人数(端数が出た場合には切り上げる)については、この限りではありません。

< 宿泊約款 >

【利用規則】

旅館の公共性とお客様の安全確保の為、宿泊約款第 10 条に基づき、下記の規則をお守りいただくことになっております。この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第 6 条により宿泊のご継続及び館内諸施設の利用をお断りすることもあります。

記

- ①客室を宿泊及び飲食以外の目的の使用はおやめください。
- ②許可のない飲食物の持ち込みはおやめ下さい。当館外から出前をとることもおやめください。
- ③廊下及び客室内でアイロン及び暖房用炊事用などの火器の持ち込み、ご使用はおやめください。
- ④窓の施錠を操作して解放することはおやめください。
- ⑤火災の原因となりやすい場所での喫煙(寝たばこ、館内歩行中)はおやめください。
- ⑥その他の火災の原因となるような行為はおやめください。
- ⑦消防用設備等のいたずらは、安全の維持に支障が生じますのでおやめください。
- ⑧みだりに外来者を客室内に招き諸設備及び緒物品を使用させたりすることはおやめください。
- ⑨館内及び客室内の備品を特定の場所からみだりに移動させることはおやめ下さい。
- ⑩館内及び客室内の現状を旅館の許可なく変更するような加工をすることはおやめください。
- ⑪館内に以下のものを持ち込むことはおやめください。
 - 1)愛玩の動物、鳥獣等(ただし、盲導犬は除く)
 - 2)悪臭を発するもの
 - 3)常織的な量を超える物品
 - 4)許可証のない鉄砲、銃剣等
 - 5)発火又は引火しやすい火薬、揮発油類等
- ⑫館内及び客室内で高声、放歌及び喧騒な行為その他で他人に嫌悪感を与えたり、迷惑をかけることはおやめください。
- ⑬館内及び客室内でとばくや公序良俗に反する行為はおやめください。
- ⑭館内で許可なくして他のお客様に広告物の配布や物品の販売などはおやめください。
- ⑮廊下やロビーなどに所持品を放置することはおやめください。
- ⑯未成年者のみのご宿泊は特に保護者の許可のない限りお断りいたします。
- ⑰客室備え付けの金庫はお客様が自由にお使いいただけるように

備え付けてありますが、簡易なものですから、現金、貴重品等は事故防止のため、その種類及び価額を明示してフロントへお預けください。フロントにお預けにならずに、紛失、盗難等が生じた場合は当館は一定の限度額の範囲内でしか賠償いたしかねますので、ご了承の程お願い申し上げます。

⑱エネルギーを大切に使用するため、節電、節水にご協力の程をお願い申し上げます。

以上

あたま石亭

〒413-0024 静岡県熱海市和田町 6・17

電話: 0557-83-2841

別邸桜岡茶寮

〒413-0024 静岡県熱海市和田町 6・17

電話: 0557-81-6123